

所有者（管理者）のみなさまへのご案内

平成25年4月1日から 津山市の特殊建築物定期調査報告の 要領が変わりました

津山市

津山市に提出する建築基準法第12条第1項に基づく特殊建築物の定期調査報告について、市の細則改正により、次頁のとおり要領が変わりました。

★ 報告時期 ★

＜津山市建築基準法施行細則第13条（H25.4.1施行）＞

種類	用途		報告時期
1号	劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	平成26年 (以後3年毎)
2号	観覧場、公会堂又は集会場	その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡（屋外観覧席にあっては、1,000㎡）を超えるもの	
3号	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、旅館又はホテル	その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの	
4号	児童福祉施設等（助産施設、保育所、老人福祉施設、有料老人ホーム等）	その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの	平成27年 (以後3年毎)
5号	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、個室付浴場、待合、料理店又は物品販売業を営む店舗	階数が3以上で、かつその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	平成25年 (以後3年毎)
6号	地下街の用途に供する建築物	その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	

※ 該当する都市の4月1日から12月31日までの間に報告して下さい。

※ 新築又は改築をし、完了検査済証を受けた建築物は、1回目の報告時期の報告が免除されます。

あなたの建築物も健康診断を

建築物は、みなさんの家庭生活や社会活動を安全、快適に営んでいただくための者です。したがって、建築物は、常にその安全と快適性が確保されていなければなりません。

しかし、建築物は、人の体と同じように生きています。いつまでも安全で快適に保っておくためには、人が人間ドックなどで定期的に健康診断を受けるように、建築物も定期的に健康診断を受ける必要があります。

特に劇場、映画館、病院、ホテル、飲食店、物品販売店舗など不特定多数の人が利用するもの（以下「特殊建築物」という。）は、いったん火災などの災害が起こると大惨事になるおそれがあります。

そこで、建築基準法では、特殊建築物の所有者・管理者は構造・防火・避難施設など、防火上主要な設備の維持管理状況について特定行政庁あてに定期的に報告を行うこととなっています。

特殊建築物定期調査報告の要領

1. 提出書類

- (1) 定期調査報告書[建築基準法施行規則第 36 号の 2 の 4 様式] (正 1 部、副 1 部)

定期調査報告概要書[建築基準法施行規則第 36 号の 2 の 5 様式] (1 部)

調査結果表[H20 国交省告示第 282 号別記] (正 1 部、副 1 部)

- (2) 添付する書類 (縮尺適宜) ※定期調査報告書に添付

① 付近見取図

明示すべき事項：方位、道路及び目標となる地物

② 配置図

明示すべき事項：縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置及び構造（耐火、準耐火建築物の別を含む。）、延焼のおそれのある部分、報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員

③ 各階平面図

明示すべき事項：縮尺、方位、間取り、各室の用途、延焼のおそれのある部分、防火設備の位置、調査において指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）並びに省令第 5 条第 3 項に規定する報告書及び定期調査報告概要書に添えた写真を撮影した位置

④ 改善計画書

改善箇所（不適・不良箇所）がある場合に添付して下さい。

⑤ 委任状（様式任意）

報告書等の提出・訂正等を代理者（調査者等）が行う場合は、添付して下さい。

2. 提出者

所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）

3. 提出先

下記津山市役所窓口

4. 調査時期

調査報告日以前 3 ヶ月以内

5. 調査資格者

- (1) 一級建築士、二級建築士

- (2) 国土交通大臣が定める資格を有する者

① 特殊建築物等調査資格者

② 建築基準適合判定資格者

6. その他

※改善箇所があり改善計画書を提出された場合、改善完了後すみやかに、改善報告書を下記あてに提出してください。

※改善箇所があったが軽微で既に改善済みの場合は、報告書にその旨を記載してください。

※確認済証交付後、除却・用途変更・用途面積変更などにより報告対象外となった場合は、該当しない旨の届出を提出してください。不明な点があれば下記までご連絡ください。

<問い合わせ先・提出先>

津山市 都市建設部 建築住宅課 建築指導審査係

住 所：〒708-8501 岡山県津山市山北 520

電 話：0868-32-2099 FAX：0868-32-2155

E-mail：kentaku@city.tsuyama.okayama.jp